事 務 連 絡 令和5年11月21日

各都道府県私立学校主管課各都道府県教育委員会指導事務主管課各指定都市教育委員会指導事務主管課各指定都市教育委員会指導事務主管課各 国公私立大学各国公私立高等専門学校厚生労働省医政局医療経営支援課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 初等中等教育局教育課程課 高等教育局大学教育·入試課

第15回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項及び 「租税教育の事例集(令和5年11月改訂)」について(周知)

各学校等におかれましては、日頃より、租税教育の充実に努めていただいて おりますことに感謝申し上げます。

さて、文部科学省、総務省、国税庁では、平成23年度税制改正大綱に租税教育の重要性が明記されたことを受けまして、租税教育推進関係省庁等協議会 (以下「中央租推協」)を設立し、租税教育の推進に取り組んでいます。

このたび、令和5年11月15日に開催した第15回中央租推協総会(構成員については別紙1参照)において協議を行い、租税教育の充実に関する基本方針等について、別紙2のとおり合意確認しました。

関係各位におかれましては、別紙2の合意事項を十分御理解の上、各地域の租税教育推進協議会や民間団体等と協力して租税教室を開催するなど、引き続き租税教育の充実に向けた一層の取組をお願いいたします。

また、「租税教育の事例集~租税教育の充実に向けて~」について、学習指導要領の改訂及びGIGAスクール構想の進展を踏まえ、別紙3のとおり改訂を行い、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」に掲載しました。

租税教育の更なる充実に向け、別紙3の事例集を広く関係者の方々に周知いただくとともに、租税教育に関する様々な取組の場で御活用いただきますようお願いします。

各都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。)及び教育センター等の教員研修施設並びに域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校及び教育センター等の教員研修施設に対し、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、各国立大学におかれては、その管下の学校に対して、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対して、御周知くださいますようお願いいたします。

## 【参考】

## 国税庁ホームページ「税の学習コーナー」

https://www.nta.go.jp/taxes/kids/kyozai/jireishu/index.htm

## (本件担当)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室電話:03-5253-4111(代表)(内線 2939)

初等中等教育局教育課程課

電話:03-5253-4111(代表)(内線 2073)

高等教育局大学教育·入試課

電話:03-5253-4111(代表)(内線 3034)